

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

令和4年3月25日

天 草 市

目 次

- 第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標（P 1～4）
- 第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（P 5～11）
- 第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標（P 12～17）
- 第 3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項（P 18～19）
- 第 4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項（P 20～32）
- 第 5 その他（P 33）
- 別紙 1（第 4 の 1 の（1）⑥関係）（P 34）
- 別紙 2（第 4 の 1（2）関係）（P 35～37）

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 天草市は、海洋性の温暖な気候を活かし農業経営形態は、米を中心に果樹、畜産、施設野菜、たばこ等を組み合わせた複合経営が多い。近年、農業情勢の変化に伴う兼業化の加速により、耕作面積、農業人口は年々減少し、遊休農地等の増加が進み、土地利用型部門の立ち遅れ及び担い手の脆弱化が進行しており、集落機能の回復と農用地の有効利用を図ることが求められている。

今後は、高収益性の作目、作型を担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

一方、就農希望者は、新型コロナウイルスの影響による他産業の就業機会減少、地方への移住・農への回帰志向などにより近年増加傾向にある。その態様も新規学卒の農家後継ぎばかりでなく、U I ターン者や非農家からの新規就農者が増加する傾向にあるため、就農動機や就農年齢の多様化に応じてきめ細やかな対応を推進する。限られた労働力の中で、品質・収入の向上及び生産性の高い農業経営の確立に向け、ロボット技術や ICT 技術等の新技術を最大限に活用できるよう、現場の実態に応じたスマート農業を積極的に推進する。

また、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 天草市の農業構造については、昭和40年代から構造改善事業により果樹農家への転換が増えた。また、倉岳町においては、昭和57年にレタスが国の野菜認定産地に、昭和58年には、オクラ、インゲンが県の野菜認定産地に指定されたが、兼業化の加速により土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。天草町においては、水田の優良農地の整備はほぼ完了したが、畑地の荒廃が加速化している。また、平成12年度から整備された木原団地においても、馬鈴薯を中心に農業の振興がなされ、今後は灌漑設備を利用した新しい作物の振興が期待されたが、耕作者の減少は進行している。一方、ベビーリーフ、ミニトマト等の栽培が他産業からの企業参入により開始されており、新たな担い手による営農の取り組みが行われている。

こうした中で、専業・兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっているため、「人・農地プラン」の取組により担い手への農地集積を促進しながら、地域ぐるみで地域農業を守る必要がある。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。そんな中、これまで集落営農法人がこれまで、県及び市の農地集積加速化事業の取

組などを契機に13法人が設立され、米、飼料用稲等を中心とした土地利用型農業により農地の集積を行い、地域の農地の担い手として、耕作放棄地の拡大を防いでいる。

- 3 天草市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、天草市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね330万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が天草市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

- 4 天草市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。まず、天草市は、農業協同組合、農業委員会、県天草広域本部等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、天草市担い手育成支援協議会によって、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の天草市担い手育成支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、「人・農地プラン」による地域での話し合いや農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農地の有効利用の継続や担い手への農地集積・集約化のために県農業公社が実施する農地中間管理事業を推進し、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、「人・農地プラン」の取組を強化する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規程による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」とい

う。)の経営改善に資するよう、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性の明確化に向けた指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、あまくさ農業協同組合、本渡五和農業協同組合、と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県天草広域本部農業普及・振興課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。また、生産組織は、単なる機械の共同利用組織ではなく、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請による女性認定農業者の拡大を図るとともに、農業経営における収益の配分及び経営方針・計画の決定など家族内での経営上の位置付けを明確化する家族経営協定の推進を図る。また、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

加えて、新たな地域農業の担い手の確保・育成の観点から、農業参入を希望する個人や法人については、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び天草市担い手育成支援協議会等の関係機関、関係団体と連携協力して、情報提供・技術指導等を行うこととする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、経営改善計画の目標達成に向けて、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 天草市は、天草市担い手育成支援協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようと

する農業者、生産組織等を対象に、経営相談や専門家による経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を県天草広域本部農業普及・振興課の協力を受けて行う。

農業経営の法人化にあたっては、法人化に向けた取組を支援するとともに、くまもと農業経営相談所による課題や問題解決などの指導・助言を行う。また、農業法人に対しては、先進事例研修会や労務管理などの課題解決に向けた研修会、さらには、6次産業化などの経営の多角化・複合化の取り組みを支援する。

なお、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行い、着実な再認定を進める。

- 6 天草市は、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関し、農業経営に関する基本的条件を考慮して、意欲と能力のある青年等が新規就農や営農定着を目指すに当たってこれを支援する。

天草市の令和2年度の新規就農者は17人であり、過去3年間、ほぼ横ばいの状況となっているが、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

天草市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

具体的に確保・育成すべき人数の目標としては、国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や、熊本県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間600人を踏まえ、天草市においては年間20人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の設立を促進する。

経営の指標は、天草市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり概ね250万円）を目標とする。

一方、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、天草市担い手育成支援協議会内に、あまくさ農業協同組合・本渡五和農業協同組合・県天草広域本部・農業委員会・天草市で組織する天草市新規就農サポートセンターを設置し、関係機関が一体となって、就農希望者に対して、効率的・効果的な研修を実施するための研修受入れ体制を一本化し、関係機関が研修の内容、進捗状況に関する情報を共有しながら、それぞれの新規就農者が抱える栽培技術や農地の斡旋等の課題に対して迅速に対応し、新規就農者を地域の中心的な経営体として将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

将来、普及可能な革新的な技術の導入、望ましい作業環境やゆとりあるライフスタイルの確立も考慮して、第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の基本的な指標は、下記のとおりです。

また、経営類型は、単一経営が主体となっていますが、これらの応用型である複合経営が存在します。

(1) 類型設定の基準

1 個別経営体

㊦ 家族経営

農業経営の現状と他産業の所得や労働時間を踏まえ、将来目標とすべきモデル的な家族経営の経営パターン

・主たる従事者1人当たり概ね330万円

目標農業所得・・・1経営体当たり概ね660万円以上

イ 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度

ウ 自家労働・・・1経営体当たり経営者を含めて従事者2～3名

エ 雇用労働力・・・ゆとりある経営を再現するために雇用を積極的に導入

㊧ 法人経営

家族経営の目標とすべき経営水準に達した経営体が次のステップとして規模拡大や経営の高度化による法人化の経営パターン

2 協業経営体

複数の世帯が共同で出資し、生業から生産物の販売、収支決算、収益の配分に至るまでの経営を協業で行うモデル的な経営パターンです。

なお、組織運営体制が整った組織については、法人化や大規模法人化の経営を目指すこととします。

1 個別経営体

㊦【家族経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
不知火＋ 河内晩柑	(作付面積等) 河内晩柑 50a 露地不知火 屋根掛け 70a 不知火 50a 加温不知火 30a (経営面積) 200a	(資本装備) 多目的スプリンクラー ハウス、暖房機 (その他) ・園内作業道の整備 ・園地の集団化	・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制、 休日制の導入 ・社会保険等の加入
水稲＋温 州ミカン ＋不知火	(作付面積等) 早期水稲 200a 極早生温州 20a 新早生温州 30a 早生温州 30a 加温不知火 25a 露地不知火 15a (経営面積) 320a	(資本装備) トラクター、動力噴霧 機、草刈機、灌水施設、 田植機、トラック、コン バイン、暖房機 (その他) ・圃場の集団化 ・大型機械の共同利用 ・園内作業道の整備 ・優良品種の導入		
水稲＋肉 用牛一貫	(作付面積等) 水稲 200a 肉用牛一貫 繁殖牛 15頭	(資本装備) コーンハーベスタ、ロー ルベアラ、動力噴霧器、 成分分析機、FRPサイロ、 田植機、トラクター、コ ンバイン、畜舎、堆肥舎、 ショベルローダー、分別 発情監視装置、作業機械 一式 (その他) ・飼料畑の集団化 ・機械の共同利用		

養豚	<p>(作付面積等)</p> <p>養豚 100 頭</p>	<p>(資本装備)</p> <p>肥育畜舎、分娩畜舎、繁殖畜舎、資材庫、資料タンク、自動給餌施設、防糞施設、トラック、ショベルローダ、高圧洗除機、体重計、自動カーテン施設、自動消毒施設、糞尿処理施設、堆肥処理施設、汚水処理施設、作業機械一式</p>	<p>・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。</p> <p>・青色申告の実施</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</p> <p>・社会保険等の加入</p>
<p>水稲 + 葉 たばこ</p>	<p>(作付面積等)</p> <p>水稲 140a</p> <p>葉たばこ 240a</p> <p>飼料用米 200a</p> <p>(経営面積) 580a</p>	<p>(資本装備)</p> <p>自脱型コンバイン、トラクター、移植機、自動収穫機、受託乾燥施設、田植機、圧縮梱包機</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・移植機利用による植付 ・自動収穫機の導入 ・受託乾燥施設完全普及 ・暗渠排水施設設置 		

水稲＋バ レイショ	(作付面積等) 水稲 200a バレイショ 300a (経営面積) 500a	(資本装備) トラクター、コンバ イン、定植機、管理機、収 穫機、田植機、選別機	・複式簿記記帳の 実施により経営と 家計の分離を図 る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締 結に基づく給料制、 休日制の導入 ・社会保険等の加入
水稲＋レ タス	(作付面積等) 水稲 200a 飼料用米 100a レタス 200a (経営面積) 700a	(資本装備) 田植機、トラクター、コ ンバイン、管理機、動力 噴霧器、包装機、黄色防 蛾灯		
水稲＋オ クラ＋イ ンゲン	(作付面積等) 水稲 150a オクラ 10a インゲン 15a (2期2作) (経営面積) 190	(資本装備) トラクター、動力噴霧 器、自動灌水装置、マル チャー、田植機、コンバ イン、管理機、乾燥機、 連棟ハウス (その他) ・ほ場の集団化 ・土壌改良と地力の維持		

水稲＋イチゴ＋キウリ	(作付面積等)		(資本装備)	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入
	水稲	50a	連棟ハウス、自動開閉装置、自動灌水装置、動力		
	イチゴ	25a	噴霧器、高設栽培、電照		
	キウリ	25a	施設、暖房機、冷蔵庫、		
	(経営面積)	100a	トラック、田植機、コンバイン、トラクター		
			(その他)		
			<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・花芽分化の促進 ・鮮度維持管理 		
トルコギキョウ	(作付面積等)		(資本装備)		
	トルコギキョウ	60a	連棟ハウス、自動開閉装置、自動灌水装置、動力		
	(経営面積)	60a	噴霧器、管理機、選花機、暖房機、冷蔵庫、トラック、電照施設、暖房機		

〔法人経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚	(作付面積等) 養豚(母豚) 300頭	(資本装備) 肥育畜舎、分娩畜舎、繁殖畜舎、資材庫、資料タンク、自動給餌施設、防糞施設、トラック、ショベルローダ、高圧洗除機、体重計、自動カーテン施設、自動消毒施設、糞尿処理施設、堆肥処理施設、汚水処理施設、作業機械一式	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・社会保険等の加入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

〔協業経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋水 稲受託	(作付面積等) 水稲 300a 飼料用米 400a 水稲受託 2,000a (経営面積) 2,700a	(資本装備) 側条施肥田植機、トラクター、水田ロータリー、 自脱型コンバイン、トラック、共同乾燥施設 (その他) ・共同乾燥調整貯蔵施設の導入 ・生産組織の育成(危険労働)分散	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 ・青色申告の実施 ・経営管理の合理化を図るため情報処理器(パソコン)の導入	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・労災保険等への加入 ・農繁期の臨時雇用の確保

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

現に天草市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、天草市において新たに農業経営を営もうとする青年等が、第1の6に示したような目標を可能とする農業経営の指標を示すと下記のとおりである。

農業経営開始5年後の数値目標

- ① 農業所得・・・主たる従事者1人当たり概ね250万円
- ② 労働時間・・・従事者1人当たり年間2,000時間程度

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
不知火＋ 河内晩柑	(作付面積等) 河内晩柑 20a 露地不知火 40a 屋根掛け不知火 加温不知火 10a 10a (経営面積) 80a	(資本装備) 多目的スプリンクラー ハウス、暖房機、貯水槽 (その他) ・園内作業道の整備 ・園地の集団化	・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実	・社会保険等の加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
水稲＋温 州ミカン ＋不知火	(作付面積等) 早期水稲 100a 極早生温州 10a 普通温州 10a 早生温州 10a 加温不知火 10a 露地不知火 10a (経営面積) 150a	(資本装備) トラクター、動力噴霧機、草刈機、田植機 (その他) ・圃場の集団化 ・大型機械の共同利用 ・園内作業道の整備 ・優良品種の導入		

<p>水稲＋肉 用牛一貫</p>	<p>(作付面積等)</p> <p>水稲 100a</p> <p>肉用牛一貫</p> <p>繁殖牛 15頭</p>	<p>(資本装備)</p> <p>田植機、トラクター、 畜舎、堆肥舎、作業機 械一式</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料畑の集団化 ・ 機械の共同利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・ 青色申告の実施 ・ 経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険等の加入 ・ 労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・ 農繁期の臨時雇用の確保
<p>水稲＋葉 たばこ</p>	<p>(作付面積等)</p> <p>水稲 100a</p> <p>葉たばこ 80a</p> <p>(経営面積) 180a</p>	<p>(資本装備)</p> <p>堆肥散布機、トラクタ 一、成畦被覆機、高架 型作業機、受託乾燥施 設、田植機</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の集団化 ・ 移植機利用による 植え付け ・ 自動収穫機の導入 ・ 受託乾燥施設の完 全普及 ・ 暗渠排水施設設置 		

水稲＋バ レイショ	<p>(作付面積等)</p> <p>水稲 100a</p> <p>バレイショ 200a</p> <p>(経営面積) 300a</p>	<p>(資本装備)</p> <p>トラクター、定植機、 管理機、収穫機、田植 機</p>	<p>・簿記記帳等の活 用による経営の自 己分析能力の向上</p> <p>・青色申告の実施</p> <p>・経営の体質強化 のための自己資本 の充実</p>	<p>・社会保険等の加 入</p> <p>・労働環境の快適 化のための農作業 環境の改善</p> <p>・農繁期の臨時雇 用の確保</p>
水稲＋レ タス	<p>(作付面積等)</p> <p>水稲 150a</p> <p>レタス 100a</p> <p>(経営面積) 250a</p>	<p>(資本装備)</p> <p>田植機、トラクター、 管理機、動力噴霧器、 包装機</p>		
オクラ＋ インゲン	<p>(作付面積等)</p> <p>オクラ 10a</p> <p>インゲン 10a</p> <p>(2期2作)</p> <p>(経営面積) 20a</p>	<p>(資本装備)</p> <p>トラクター、動力噴霧 器、自動灌水装置、マ ルチャー、連棟ハウス</p> <p>(その他)</p> <p>・ほ場の集団化</p> <p>・土壌改良と地力の維 持</p>		

<p>水稲＋イチゴ</p>	<p>(作付面積等)</p> <p>水稲 100a</p> <p>イチゴ 10a</p> <p>(経営面積) 110a</p>	<p>(資本装備)</p> <p>連棟ハウス、暖房機、自動開閉装置、予冷库、育苗施設、田植機、トラクター、防虫ネット、循環扇</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・花芽分化の促進 ・鮮度維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等の加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
<p>水稲＋キュウリ</p>	<p>(作付面積等)</p> <p>水稲 100a</p> <p>キュウリ 20a</p> <p>(経営面積) 120a</p>	<p>(資本装備)</p> <p>単棟ハウス、田植機、トラクター、防虫ネット、内張カーテン、循環扇</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・花芽分化の促進 ・鮮度維持管理 		

トマト	<p>(作付面積等)</p> <p>ミニトマト 15a</p> <p>(経営面積) 15a</p>	<p>(資本装備)</p> <p>連棟ハウス、内張カーテン、暖房機、ハウス自動開閉装置、防虫ネット、循環扇</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簿記記帳等の活用による経営の自己分析能力の向上 ・青色申告の実施 ・経営の体質強化のための自己資本の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険等の加入 ・労働環境の快適化のための農作業環境の改善 ・農繁期の臨時雇用の確保
トルコギキョウ	<p>(作付面積等)</p> <p>トルコギキョウ 20a</p> <p>(経営面積) 20a</p>	<p>(資本装備)</p> <p>連棟ハウス、暖房機、管理機、動力噴霧器、液肥混入機、防虫ネット、循環扇、自動開閉装置、電照施設一式</p>		

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他 農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：80% 地域の特性に応じた農地集積の取組を積極的に推進していく。	

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和11年度とする。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

天草市の平野部及び河川沿いや海岸線の河口部では、水稻を主体とする土地利用型農業を展開し、水稻を中心とした施設園芸や葉たばこ等と水稻による複合経営の割合が高く、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、山間部や中山間地域では、温暖な気候を生かした柑橘類を中心とした単一経営と、果樹と水稻による複合経営が混在しており、認定農業者等の担い手が比較的多く存在しているが、近年の燃料高騰や農業従事者の高齢化及び人口減少が進行する中で、後継者や担い手に利用集積されない農地で一部遊休化したものが目立ちはじめており、農地及び農業用施設の効率的な利用を図る必要がある。

なお、一方で小規模な稲作を主とする兼業農家も多く、一部の農作業については受委託が行われているものの、農地の資産的保有傾向が強いため利用集積が進んでいないことに加

え、近年の農産物価格低迷による意欲減退や農業経営の継承が円滑に行われなかったこと等により、耕作放棄地が増加し問題となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

天草市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

また、小規模兼業農家が多い地区や山間部では、将来の農地の引き受け手となる担い手がないため、このまま推移すれば農地の荒廃化が進み、地域の環境悪化を招くことから、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、地域全体で農地を保全・活用する方法を検討するなど、集落ぐるみの営農活動の構築が必要である。

(3) 農地利用ビジョン実現に向けた取組方針、関係機関及び関係団体との連携等

天草市の農地利用のビジョン実現を図るため、市内をいくつかの区域に分け、計画的に集落内の話し合いによる合意形成を促すとともに、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進する。

また、地域の実情に応じて、国・県の各種補助金を積極的に活用し、基盤整備事業を含む農地流動化施策を実施する。

このため、関係機関等との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び天草市担い手育成支援協議会等による連携体制を整備する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

天草市は、熊本県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、天草市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

天草市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- 1 利用権設定等促進事業
- 2 農地中間管理事業
- 3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- 4 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保する事業
- 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

天草市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(ウ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用し

て耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(イ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の3第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員社員又は株主（農地法第2条第3項第2号イからチに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権

の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 天草市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱について」（平成24年5月31日付け24構改第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 天草市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 天草市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。

- ② 天草市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ③ 天草市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又

は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 天草市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、天草市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 天草市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでい農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより設定等された利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 天草市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 天草市は、(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、天草市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 天草市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
 - ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
 - ⑤ ①に規定する者が農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借を解除する旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について、毎年、農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
 - (7) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - ⑥ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
 - ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意
- 天草市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。
- ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。
- (9) 公告
- 天草市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規

定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を天草市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

天草市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

天草市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 天草市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 天草市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 天草市は、②の規定による取消しをしたときは、その旨及び農用地利用集積計画のうち取消しに係る事項を天草市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 天草市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は

使用貸借が解除されたものとする。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 天草市は、農地中間管理事業の展開を推進し、規模拡大や農用地の集団化などの意欲の高い認定農業者などに対して農用地の利用集積及び面的集積を促進するとともに、新たに農業経営を営もうとするものに対して農業の技術または経営方法の習得を目的とした研修などを行う事業を推進する。
- (2) 天草市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び天草市担い手育成支援協議会等は農地利用集積を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報の提供及び事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

天草市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落を基本としつつ、土地利用の調整が大字や校区、共同乾燥調整施設、旧市町村単位で行われている場合は、当該単位）とするものとする。なお、水田地域において施設園芸や果樹など利用形態が異なる農地がある場合など、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域

- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を天草市に提出して、農用地利用規程について天草市の認定を受けることができる。

② 天草市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 天草市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を天草市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 天草市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 天草市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に

努める。

- ② 天草市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県天草広域本部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)熊本県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、天草市担い手育成支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

天草市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

天草市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

なお、研修等を通じて得られた人材については、法第12条の農業経営改善計画の認定制度を積極的に活用することとし、その際、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者はも

もちろん、新たに農業経営を開始する場合で、その意欲・能力から将来経営発展が見込まれる者に対しても、制度の周知を図り、農業経営改善計画の作成に関する適切な助言・支援を行うこととする。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

天草市は、新たに農業経営を営もうとする青年等（以下「新規就農者」という。）の育成・確保のため、関係機関一体となって研修、就農の開始・定着を支援するため、令和2年度新たに、天草市担い手育成支援協議会に県天草広域本部農業普及・振興課、あまくさ農業協同組合、本渡五和農業協同組合で構成する天草市新規就農サポートセンター（以下「新規就農サポートセンター」という。）を設置した。

（1）受入環境の整備

天草市は、新規就農サポートセンターにおいて、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、研修の受け入れを行う。

（2）情報の共有と指導支援に関する事項

天草市は、新規就農サポートセンターにおいて、巡回指導を定期的に行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

（3）就農初期段階での支援に関する事項

新規就農者が地域内で孤立することがないように、人・農地プランの作成・見直しのお話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。このために天草市青年農業者クラブ（4Hクラブ）への参加を促すとともに、天草市認定農家の会との交流の機会を設ける。

（4）経営力の向上に向けた支援に関する事項

農業協同組合及び市内の直売所への出荷促進のアドバイスや、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

（5）青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導に関する事項

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

（6）関係機関等の役割分担に関する事項

就農に向けた情報提供から技術、経営ノウハウの習得、就農後の営農指導等フォローアップや農地の確保は、新規就農サポートセンター及び農地中間管理機構などの各組織が一体となって、また役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

①天草市は、県下一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって農地中間管理機構が行う事業の実施の促進を図る。

②市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(2) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

天草市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 天草市は、楠浦地区県営圃場整備事業（H18～22）、羊角湾周辺2期地区（牛深、天草、河浦）県営圃場整備事業（H18～23）、天草中央地区（本渡、新和、五和）中山間地域総合整備事業（H23～）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進め、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 天草市は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に旧本渡市宮地岳地区の宮地岳営農組合が行っているような集团的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 天草市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(3) 推進体制等

① 事業推進体制等

天草市は、農業委員会、県天草広域本部、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、天草市担い手育成支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、天草市は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成18年 8月30日から施行する。

この基本構想は、平成23年 9月22日から施行する。

この基本構想は、平成26年 9月24日から施行する。

この基本構想は、令和 4年 3月25日から施行する。

別紙 1 (第 4 の 1 の (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 1 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

(2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 9 3 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

(3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I 農用地（開発して農地とすることが適当な土地を含む）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと思われる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>なお、特定法人貸付事業による場合には、第6の3の（1）によるものとする。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき天草市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>